第四十六条の二中「この款」を「この節」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第三節　環境影響評価に関する特例

第四十六条の二十二中「この款」を「この節」に改める。

第四十六条の二十三の次に次の節名を付する。

第四節　工事計画及び検査

第五十五条の次に次の節名を付する。

第五節　承継

第五十五条の二の次に次の章名を付する。

第三章　一般用電気工作物

第五十七条の二の次に次の編名を付する。

第四編　土地等の使用

第六十六条の次に次の編名及び章名を付する。

第五編　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一章　登録安全管理審査機関

第七十三条第一項中「この節」を「この章」に改める。

第七十五条第一項中「第百二十二条の二」を「第百二十二条の四」に改める。

第八十条の次に次の章名を付する。

第二章　指定試験機関

第八十四条の二第一項中「この節」を「この章」に改める。

第八十五条の二中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第八十八条の次に次の章名を付する。

第三章　登録調査機関

第九十三条から第九十六条までを削る。

第九十二条の五中「第九十二条の四」を「第九十五条」に改め、同条を第九十六条とする。

第九十二条の四第三号中「第九十二条の二」を「第九十三条」に改め、同条を第九十五条とする。

第九十二条の三を第九十四条とし、第九十二条の二を第九十三条とする。

第九十七条から第九十九条までを次のように改める。

第九十七条から第九十九条まで　削除

第九十九条の二から第九十九条の四までを削る。

第百条の前に次の編名を付する。

第六編　雑則

第百三条第一項中「もの」の下に「であつて政令で定めるもの」を加える。

第百六条第六項中「又は支援機関」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

第百七条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第二項の規定による立入検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

一　第二十八条の四十三の規定による情報の提供が適正に行われていること。

二　第二十八条の四十四第一項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとつていること。

10　経済産業大臣は、前項の規定により推進機関に立入検査を行わせる場合には、推進機関に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

11　推進機関は、前項の指示に従つて第九項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

12　第九項の規定により立入検査をする推進機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第百七条第六項中「又は支援機関」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百九条第二項中「第九十二条の四」を「第九十五条」に改める。

第百十二条の二第一号中「又は第九十三条第一項」を削り、同条第三号中「、第九十二条の二又は第九十三条第二項」を「又は第九十三条」に改め、同条第六号中「又は第九十八条第一項」を削り、同条第九号中「第九十二条の四」を「第九十五条」に改め、同条第十号を削る。

第百十五条の前に次の編名を付する。

第七編　罰則

第百十七条の三中「又は第九十九条の四」、「又は支援業務」及び「又は支援機関」を削る。

第百十七条の四中「、第八十五条又は第九十九条」を「又は第八十五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十七条の五　第二十八条の二十九第一項又は第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十八条第一号中「第二十九条第四項」を「第二十九条第六項」に、「第三十一条第一項」を「第三十一条第一項若しくは第二項」に改める。

第百十九条第七号中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改め、「又は処分」を削る。

第百十九条の二中「又は支援機関」を削り、同条第一号中「又は第九十八条第一項」及び「又は支援業務」を削り、同条第二号中「又は第九十九条の二第一項」を削り、「違反して第八十七条の二第一項」を「違反して同項」に改め、同条第三号中「又は第九十九条の二第二項」を削り、同条第四号中「第百六条第六項」を「第百六条第七項」に改め、同条第五号中「第百七条第六項」を「第百七条第七項」に改め、同条を第百十九条の三とし、第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十八条の十四第一項又は第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二　第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による送付をしなかつたとき。

三　第百六条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四　第百七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百二十条第一号中「第二十九条第一項若しくは第二項」を「第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者